

第3類（杏林大学大学院国際協力研究科博士前期課程履修規程）

○杏林大学大学院国際協力研究科博士前期課程履修規程

制定	平成 7年	9月28日		
改正	平成 8年	9月27日	平成12年	9月18日
	平成13年	2月19日	平成16年	3月15日
	平成16年	4月 1日	平成17年	3月14日
	平成18年	11月13日	平成19年	9月10日
	平成21年	2月16日	平成23年	1月17日
	平成25年	3月25日	令和 2年	6月17日
	令和 3年	1月20日		

（目的）

第1条 この規程は、杏林大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条第1項の規定に基づき、杏林大学大学院国際協力研究科博士前期課程（以下「本課程」という。）教育課程及び履修の方法について定めるものである。

2 本課程の履修については、大学院学則及び杏林大学学位規程（以下「学位規程」という。）によるものの他、この規程による。

（定義）

第2条 大学院学則第16条第1項に定める学期をセメスターと呼ぶ。

（科目の履修）

第3条 研究科の授業科目は、自専攻の授業科目を主科目とし、専攻を異にする授業科目を副科目とする。

2 授業科目及び単位数については、大学院学則第18条の定めるところによる。

3 修了に必要な30単位のうち、必修科目として修得すべき単位数は、次のとおりとする。

（1）主科目14単位以上。ただし、論文指導科目はこれに含まない。

（2）論文指導Ⅰ 8単位

4 論文指導Ⅰは、原則として第1セメスターより履修するものとする。

5 副科目は、必要に応じて指導教授の指導と助言により選択履修することができる。

（履修申告）

第4条 学生は、履修しようとする科目について、各セメスター開始時の指定された期日に、所定の方法で申告を行い履修登録を受けなければならない。

2 指定期日に履修申告が行われなかったときは、在学の意思がないものとして扱う。

3 履修申告・履修登録が行われていない科目は、大学院学則第23条の履修認定の対象とはならない。

4 履修申告・履修登録の内容は、変更することができない。

（履修計画・論文指導）

第5条 指導教授は、第1セメスターにおいて決定する。

2 学生は、第1セメスター開始時に履修計画書を指導教授の承認を受けて提出しなければならない。

3 論文指導Ⅰは、指導教授が担当する科目とする。

第3類（杏林大学大学院国際協力研究科博士前期課程履修規程）

- 論文指導Ⅱは、必要に応じて指導教授の指導と助言により履修することができる。
- 論文指導Ⅲを履修しようとする学生は、事前に指導教授の指導と助言を受け、論文指導Ⅲの履修願いを教務委員会へ提出し、その承認を得なければならない。
- 本研究科に4セメスター以上在学し、修士論文の提出に至らない者は、前条第1項の期日に論文指導Ⅰの履修申告を行わなければならない。ただし、履修の限度は8セメスターまでとする。

（学業成績）

第6条 履修科目の総合判定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語で示される。

- 前項の各評語は、総合判定を100点とした場合、Sが90点以上、Aが80点以上90点未満、Bが70点以上80点未満、Cが60点以上70点未満、Dが60点未満を意味し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。
- 出席不良等により判定不能な場合の評語はEとする。
- 単位認定を受けた科目の評語はNとする。

（GPA）

第6条の2 前条の成績の評価（単位認定科目は除く）に対して次項によるグレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、下記の計算式によりGPの平均（以下「GPA」という。）を算出する。

$$GPA = \left\{ \left(\text{各学期の評価を受けた科目のGP} \right) \times \left(\text{当該科目の単位数} \right) \right\} \text{の累計} / \left(\text{各学期配当の履修登録の単位数の合計} \right) \text{の累計}$$

- 成績の評価に対するGPは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、D及びEが0点とする。

（修士論文）

第7条 本研究科に4セメスター以上在学し、所定の単位を取得した者又は当該セメスターにおいてこの条件を満たす見込みの者は、修士論文の審査を受けることができる。ただし、特に優れた研究業績をあげた者については大学院学則第26条ただし書きによることができる。

- 修士論文の審査を受ける者は、論文の提出に先立って指定の期日までに、修士論文の主題の申告及び修士論文抄録1部を提出しなければならない。
- 修士論文の審査を受ける者は、前項の手続を行った後、指定された期日までに、学位規程第8条第1項の規定にかかわらず論文の原本1部及び原本と同じもの2部を指導教授を通じて研究科委員会に提出しなければならない。
- 修士論文の審査は、論文についての書面審査及び最終試験としての口頭試問による。論文に関する書面審査の結果、その内容が不良であると認めるときは最終試験は行わない。

（その他）

第8条 国際協力研究科博士前期課程の履修について、この規程に定めのない事項は、国際協力研究科委員会の議決による。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、国際協力研究科委員会で審議し、決定するものとする。

第3類（杏林大学大学院国際協力研究科博士前期課程履修規程）

附 則

この規程は、平成 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項及び第 5 条第 3 項の事例研究Ⅱについては、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 1 3 年度以降の入学生に適用し、平成 1 2 年度以前の入学生については、改正前の規程を適用する。
- 3 平成 1 2 年度以前の入学生は、別表により、大学院学則別表 3 - 2 の授業科目を受講するものとする。ただし、単位認定については、大学院学則別表 3 - 1 の授業科目で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 1 6 年度以降の入学生に適用し、平成 1 5 年度以前の入学生については、改正前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規程による大学院学則別表 3 - 4 は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日以前の入学生についても、希望に応じ履修を認める。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 2 3 年度以降の入学生に適用し、平成 2 2 年度以前の入学生については、改正前の規程を適用する。
- 3 この改正規程による大学院学則別表 3 - 5 は、平成 2 3 年 4 月 1 日以前の入学生についても、希望者は教務委員会承認のもと、履修を認められる場合がある。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 2 5 年度以降の入学生に適用し、平成 2 4 年度以前の入学生については、改正前の規程を適用する。

第3類（杏林大学大学院国際協力研究科博士前期課程履修規程）

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。